

新規	更新	変更	
----	----	----	--

許 可 申 請 書

令和 第 年 月 日

河川管理者  
壱岐市長 様

申 請 者 氏  
住 所  
又は所在地

氏 名  
又は名称

電 話 番 号  
( 担 当 者 )  
( 電 話 番 号 )

別紙のとおり河川法第 条 の許可を申請します。

備考

1. 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 第39条の規定により許可の申請を同時に行なうときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(乙の1) 河川法第23条

(水利使用)

1 河川の名称

2 水利使用の目的

3 取水口の位置

4 取水量等

5 取水の方法

6 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置 又は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用面積

7 土地の掘さく等

種 類	場 所	土地の面積	備 考

8 水利使用の期間

令和 年 月 日 から 日間  
令和 年 月 日 まで

9 工期

令和 年 月 日 から 日間  
令和 年 月 日 まで

備考

- 「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。
- 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の2) 河川法第24条

(土地の占用)

1. 河川の名称

2. 占用の目的及び態様

3. 占用の場所

4. 占用面積

5. 占用の期間

令和	年	月	日	から	
令和	年	月	日	まで	日間

備考

1. 「占用の目的及び態様」については、田、畑、運動場、公園等を設置する等のため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。
2. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の3) 河川法第25条

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称
2. 採取の目的
3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積
4. 河川の産出物の種類及び数量
5. 採取の方法
6. 採取の期間

令和	年	月	日	から	
令和	年	月	日	まで	日間

備考

1. 土砂の採取にあつては、次のとおりとすること。
  - (1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。
  - (2) 「採取の方法」については、機械堀り又は手堀りの別を記載するとともに、機械堀りにあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。
2. 「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。
3. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の4) 河川法第26条

(工作物の設置、改築、除去)

1. 河川の名称

2. 目的

3. 場所

4. 工作物の名称又は種類

5. 工作物の構造又は能力

6. 工事の実施方法

7. 工期

令和 年 月 日 から 日間  
令和 年 月 日 まで

8. 占用面積

9. 占用の期間

令和 年 月 日 から 日間  
令和 年 月 日 まで

備考

1. 「(工作物の新築、改築、除去)」の箇所には、該当するものを記載すること。
2. 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除去にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については記載しない事。
3. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の5) 河川法第27条

(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)

1. 河川の名称

2. 行為の目的

3. 行為の場所及び行為に係る土地の面積

4. 行為の内容

5. 行為の方法

6. 行為の期間

令和	年	月	日	から	
令和	年	月	日	まで	日間

備考

1. 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するものを記載すること。
2. 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
  - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
  - (2) 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。
3. 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
  - (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
  - (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
4. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。